

発議第6号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

議員の公務のための旅行にかかる旅費の金額の規定について、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即したものに見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 宿泊料の金額の規定の見直し（第3条の改正規定）

宿泊料の金額について、「地方区分による定額制」から、「都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制」に改めます。

2. 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に出発した出張等に係る旅費について適用します。